

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎児童福祉法第56条の規定による費用の額の決定に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	5
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	5
公 告	
○高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の募集 (県民生活・男女共同参画課)	6
○換地処分の公告 (農業基盤課)	6

## 規 則

児童福祉法第56条の規定による費用の額の決定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第78号

#### 児童福祉法第56条の規定による費用の額の決定に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用の額の決定に関する規則(昭和43年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。  
題名中「額の決定」を「徴収」に改める。  
第1条中「措置(」を「措置(法第31条第3項、第63条の2第3項又は第63条の3第2項の規定により法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置とみなされるものを含む。)(」に、「決定」を「決定及びその徴収」に改める。  
第2条中「(措置児童等の)」を「(措置児童等の当該措置等を受けた)」に、「20歳以上の措置児童」を「20歳以上の措置児童

等」に、「20歳未満」を「その年齢が20歳未満」に、「当該措置児童の出身世帯における家計の主宰者であって直系血族以外のもの」を「当該措置児童等の属する世帯において家計を主宰する者である兄弟姉妹等」に改める。

第3条第2項中「扶養義務者」を「その扶養義務者」に改める。

第4条第1項中「20歳以上の措置児童」を「20歳以上の措置児童等」に改め、同条第2項中「世帯」を「属する世帯」に、「よらないことがある」を「よる徴収額を減額し、又は徴収しないことができる」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「この場合において」を「この場合においては」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「の施行」を「に定めるもののほか、徴収額の決定及びその徴収」に、「別に」を「知事が別に」に改める。

別表第1中「措置児童徴収額表」を「措置児童等徴収額表」に改め、同表の表の部分の部分を次のように改める。

階層区分	定義	徴収額(月額)
1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(単給を含む。)	0円
2階層	1階層を除き、対象収入額の区分が右	0円
3階層	270,000円以下	1,000円
4階層	270,001円から280,000円まで	1,800円
	280,001円から300,000円まで	
	300,001円から320,000円まで	
	320,001円から340,000円まで	
	340,001円から360,000円まで	
	360,001円から380,000円まで	
	380,001円から400,000円まで	
	400,001円から420,000円まで	
	420,001円から440,000円まで	
	440,001円から460,000円まで	
	460,001円から480,000円まで	
	480,001円から500,000円まで	
	500,001円から520,000円まで	
	520,001円から540,000円まで	
	540,001円から560,000円まで	
	560,001円から580,000円まで	
	580,001円から600,000円まで	

5階層	300,001円から320,000円まで	3,400円
6階層	320,001円から340,000円まで	4,700円
7階層	340,001円から360,000円まで	5,800円
8階層	360,001円から380,000円まで	7,500円
9階層	380,001円から400,000円まで	9,100円
10階層	400,001円から420,000円まで	10,800円
11階層	420,001円から440,000円まで	12,500円
12階層	440,001円から460,000円まで	14,100円
13階層	460,001円から480,000円まで	15,800円
14階層	480,001円から500,000円まで	17,500円
15階層	500,001円から520,000円まで	19,100円
16階層	520,001円から540,000円まで	20,800円
17階層	540,001円から560,000円まで	22,500円
18階層	560,001円から580,000円まで	24,100円
19階層	580,001円から600,000円まで	25,800円

20階層	600,001円から640,000円まで	27,500円
21階層	640,001円から680,000円まで	30,800円
22階層	680,001円から720,000円まで	34,100円
23階層	720,001円から760,000円まで	37,500円
24階層	760,001円から800,000円まで	39,800円
25階層	800,001円から840,000円まで	41,800円
26階層	840,001円から880,000円まで	43,800円
27階層	880,001円から920,000円まで	45,800円
28階層	920,001円から960,000円まで	47,800円
29階層	960,001円から1,000,000円まで	49,800円
30階層	1,000,001円から1,040,000円まで	51,800円
31階層	1,040,001円から1,080,000円まで	54,400円
32階層	1,080,001円から1,120,000円まで	57,100円
33階層	1,120,001円から1,160,000円まで	59,800円
34階層	1,160,001円から1,200,000円まで	62,400円

35階層	1,200,001円から1,260,000円まで	65,100円
36階層	1,260,001円から1,320,000円まで	69,100円
37階層	1,320,001円から1,380,000円まで	73,100円
38階層	1,380,001円から1,440,000円まで	77,100円
39階層	1,440,001円から1,500,000円まで	81,100円
40階層	1,500,001円以上	81,100円 + (150万円を超える額 × 0.9 ÷ 12月)

別表第1備考1中「この表における」を「この表において、」に、「収入額から」を「措置児童等の収入額から知事が」に改め、同表備考3中「にかかわらず」を「の規定にかかわらず」に、「この表に規定する徴収額で」を「徴収額は」に、「ものが90,000円を超えるときは」を「措置児童等にあつては」に、「ものが50,000円を超えるときは50,000円を、それぞれの徴収額を「措置児童等にあつては50,000円を限度」に改め、同備考を同表備考4とし、同表備考2中「徴収額が、」を「この表の規定により算定した額が」に、「その措置児童に係る措置費」を「当該措置児童等に係る措置費等」に、「この表にかかわらず」を「同表の規定にかかわらず、徴収額は」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 40階層に係る徴収額に100円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

別表第2の表の部分の部分を次のように改める。

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	通所施設及び母子生活支援施設	乳児院（短期入所の場合）
階層区分	定義	徴収額（月額）	徴収額（月額）	徴収額（日額）
A階	生活保護法による被	0円	0円	0円

層	保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯				
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯	2,200円	1,100円	0円	
C1階層	A階層及びD1階層からD14階層までを除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、右の区分に該当するもの	均等割の額のみで、所得割の額のない世帯	4,500円	2,200円	1,000円
C2階層	所得割の額のある世帯	6,600円	3,300円	1,000円	
D1階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であつて、その所得	15,000円以下	9,000円	4,500円	1,000円
D2階層		15,001円から40,000円まで	13,500円	6,700円	1,000円
D3階層		40,001円から60,000円ま	18,700円	9,300円	1,000円



階層	円から 5,334,000 円まで	おける当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が166,600円を超える場合は、166,600円）	おける当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が83,300円を超える場合は、83,300円）		
D13階層	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が191,200円を超える場合は、191,200円）	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が95,600円を超える場合は、95,600円）	2,000円	<p>において、」に、「地方税法」を「地方税法」に、「いい、C1階層及びC2階層における「所得割の額」とは、」を「、「所得割の額」とは」に、「（この所得割）を「の額（当該所得割の額）」に、「附則第5条第2項の規定は」を「第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、」に、「の額をいう」を「をいい、同法第323条の規定に基づく市町村民税の減免があった場合には、そのことを考慮するものとする」に改め、「なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得額の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。」を削り、同表備考2中「のD階層における」を「において、」に改め、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、「この所得税」を「当該所得税」に、「並びに第95条第1項から第3項までの規定」を「及び第95条第1項から第3項まで」に、「第41条第1項から第3項までの規定」を「第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に、「適用しない」を「適用しない」に改め、同表備考3中「この表の」を「この表において、」に改め、同表備考4中「の「通所施設」とは」を「において、「通所施設」とは、児童自立支援施設通所部」に改め、同表備考6を削り、同表備考5中「入所者」を「措置児童等」に、「世帯」を「世帯の階層区分」に、「は、この表」を「においては、この表の規定」に、「徴収しないもの」を「徴収額は、零」に改め、同備考を同表備考6とし、同表備考4の次に次のように加える。</p> <p>5 徴収額の決定が1月1日から3月31日までの間に行われる場合にあってはこの表の「前年分」とあるのは「前前年分」と、4月1日から6月30日までの間に行われる場合にあっては同表の「当該年度分」とあるのは「前年度分」と、「前年分」とあるのは「前前年分」とする。</p> <p>別表第2備考13を削り、同表備考12中「入所妊産婦に係るこの表の適用」を「この表の規定にかかわらず、助産の実施がされた妊産婦に係る徴収額」に、「B階層」を「当該妊産婦の属する世帯の階層区分がB階層である場合に、」、「C階層」を「を、C1階層又はC2階層である場合に、」、「D階層」を「を、D1階層」に、「16,800円まで」を「8,400円以下」に、「この表の徴収額」を「同表の規定による徴収額」に改め、「なお、この表の徴収額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る徴収額とみなす。」を削り、同備考を同表備考13とし、同表備考11中「第22条」を「第22条第1項」に、「助産の実施」を「助産の実施（以下「助産の実施」という。）」に、「行わない」を「行わない」に改め、同表備考11の（1）中「D階層」を「D1階層からD14階層までのいずれか」に、「真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が16,800円までの場合であっても差し支えない」を「D1階層のうち所得税の額が</p>
D14階層	6,674,001円以上	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収）	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収）	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収）	<p>8,400円以下であって、真にやむを得ない特別の理由があると知事が認めるときを除く」に改め、同表備考11の（2）中「その妊産婦が」を「当該妊産婦が」に、「被扶養者が」を「被扶養者で、」に、「、350,000円以上」を「350,000円以上」に改め、同備考を同表備考12とし、同表備考10中「備考9」を「備考10」に、「法」を「法」に、「場合における」を「場合又は同一世帯に属する児童が障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスを利用している場合における」に改め、「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について」（平成18年4月3日障発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の適用後の」を削り、「第24条の2の規定による」を「第24条の20第1項に規定する」に、「第24条の2に規定するところ」を「第24条の2第1項の規定」に改め、同備考算式中「の児童」を「の措置児童等」に、「おける施設入所児童」を「属する措置児童等で入所施設に入所しているもの」に改め、同備考を同表備考11とし、同表備考9中「同一世帯から」を「同一世帯に属する」に、「児童等が」を「措置児童等が」に、「その月の」を「この表の規定にかかわらず、その月における」に、「児童以外の児童等」を「措置児童等以外の措置児童等に係る徴収額」に、「このこの表の」を「に係る同表の規定による」に、「備考の8」を「備考9」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、「をもってその児童等の徴収額」を削り、同備考を同表備考10とし、同表備考8中「にかかわらず」を「の規定にかかわらず」に、「措置児童」を「措置児童等」に、「にあっては、この表の徴収額（D<sub>14</sub>階層）を「に係る徴収額について、同表の規定による徴収額（D14階層に係るもの）」に改め、「を扶養義務者からの徴収額」を削り、「端数が」を「端数を」に改め、同備考を同表備考9とし、同表備考7中「徴収額が、」を「この表の規定により算定した額が」に、「その措置児童等」を「当該措置児童等」に、「により徴収を受ける場合には、当該措置児童等に係る」を「の規定による徴収額を負担する場合にあっては、当該支弁額から当該」に、「残額」を「額」に、「にかかわらず」を「の規定にかかわらず、徴収額は」に改め、同備考を同表備考8とし、同備考の前に次のように加える。</p> <p>7 措置児童等の属する世帯の階層区分がB階層と認定された場合において、次のいずれかに該当するときは、この表の規定にかかわらず、徴収額は、零とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう。）</li> <li>（2） 母子世帯等（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）</li> <li>（3） 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児及び障害者、法第24条の2第1項の規定により障害児施設を利用する障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第</li> </ol>

別表第2備考1中「この表のC1階層における」を「この表に

123号)第6条に規定する自立支援給付(同法第5条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援に係るものに限る。)の受給者並びに同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。)で在宅するものの属する世帯をいう。)

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯(措置児童等の保護者からの申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者を有する世帯その他の特に困窮していると知事が認めた世帯をいう。)

別表第2備考に次のように加える。

14 助産の実施に係る徴収額については、この表に定める「徴収額(月額)」とあるのは、当該妊産婦が助産施設に入所した日から助産施設を退所した日又は助産の実施を解除された日までの期間に係る徴収額とする。

15 里親に委託されている措置児童等又は母子生活支援施設に入所している措置児童等が児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の当該通所に係る徴収額の月額については、この表に定める徴収額(月額)を当該月における当該施設の開所日数(当該月の日数から日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他当該施設の休所日を除いた日数をいう。以下同じ。)で除した額に当該措置児童等が通所した日数を乗じて得た額とする。この場合において、徴収額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

16 法第24条第1項の規定に基づき保育が実施されている児童のうち、法第27条第1項第3号の規定により知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児施設通園部に通所する児童に係る徴収額の月額については、この表に定める徴収額(月額)を当該月における当該施設の開所日数で除した額に当該月に当該児童が通所した日数を乗じて

得た額とする。この場合において、徴収額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、平成20年7月1日から適用する。

### 告 示

#### 高知県告示第573号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
見付	大谷口	109の1の一部、116の2の一部	見付	大田
	大田	117の1の一部		
	南宇ノ谷	1544	坂本川	
大田	144の2、144の3、145の2、147の7の一部			

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。

#### 高知県告示第574号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成20年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
訪問看護ステーションのぞみ 四万十市国見802番地 平20・5・1

#### 高知県告示第575号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 吾川郡いの町音竹(東)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡いの町字水落	5899
2	〃 〃 〃	6948-イ・6948-ロ
3	〃 〃 字横手ノ東	6812
4	〃 〃 〃	5367-1
5	〃 〃 〃	5374

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線、標柱5と平成3年2月高知県告示第85号で指定した吾川郡伊野町北ヶ市(追加)急傾斜地崩壊危険区域内(以下「85号区域」という。)に存する標柱12を直線で結んだ線、85号区域に存する標柱12と85号区域に存する標柱11を直線で結んだ線、85号区域に存する標柱11と85号区域に存する標柱10を直線で結んだ線及び85号区域に存する標柱10と標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

2 吾川郡いの町長沢(上)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡いの町長澤字筋川	142-3
2	〃 〃 〃 〃	142-1
3	〃 〃 〃 〃	143
4	〃 〃 〃 〃	31

5	” ” ” ”	136-1
6	” ” ” 字川口	126-1
7	” ” ” ”	124-2
8	” ” ” 字筋川	9-17

(2) 区域

標柱1から8までを順次に直線で結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

3 高岡郡日高村宮谷口

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡日高村沖名字宮谷	1234-1
2	” ” ” ”	1237
3	” ” ” ”	5624
4	” ” ” 字樽ノ木	5618
5	” ” ” ”	1163-10
6	” ” ” ”	”
7	” ” ” 字宮谷	1218-1

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成20年9月5日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立交通安全子どもセンター（以下「交通安全子ども

センター」という。）

(2) 施設の場所

高知市比島四丁目8番地

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 交通安全子どもセンターの許可施設等の利用の許可等に関する業務

(2) 交通安全子どもセンターの許可施設等の利用料金の徴収に関する業務

(3) 交通安全子どもセンターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 交通安全指導の実施に関する業務

(5) 交通安全子どもセンターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に事業所又は営業所を有し、3の指定期間中、交通安全子どもセンターの利用において、県民の平等利用を確保し、住民サービスを向上させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図って効率的に交通安全子どもセンターの管理運営ができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する管理代行料提案書（収支予算書）

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

オ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

キ 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

(2) 募集期間は、平成20年9月8日（月）から同年10月10日（金）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで（午後零時から午後1時までの

間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月10日午後5時30分までに必着すること。

(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課ホームページ（<http://www.pref.kochi.jp/~seikatsu/>）からも入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と交通安全子どもセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課

電話番号088-823-9653 ファクシミリ番号088-823-9879

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間地域総合整備事業に係る窪川西部地区（宇の谷換地区）の換地処分を平成20年8月25日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年9月16日

高知県知事 尾崎 正直